

平成26年度第1回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成26年4月4日（金） 午前9時45分～午前10時20分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

（1）豊山町選挙管理委員会委員

委 員 水野春巳 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

（2）事務局

書記長 安藤光男

書 記 小川徹也 牛田彰和 林真吾 佐々聖尚

4 議題

委員長の選出について

委員長職務代理者の選出について

5 議事内容

書 記： 改めまして、おはようございます。ただ今より平成26年度第1回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。私は、書記をしております、総務課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後、初めての委員会でございます。委員会の会議録につきましては、町ホームページにて公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに書記長であります、総務部長からごあいさつを申し上げます。

書記長： 皆様改めまして、おはようございます。書記長をしております、総務部長の安藤と申します。よろしくお願いいたします。本日は、委員改選後、初めての委員会で、委員長と委員長職務代理者の選出を議題としております。

委員長になられた方には、これからの選挙管理委員会を取りまとめていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

書 記： ここで、委員のご紹介をさせていただきます。

（氏名紹介）

次に、事務局の紹介をいたします。

（事務局紹介）

それでは、議題に入ります前に、仮委員長の選出をさせていただきます。仮

委員長につきましては、豊山町選挙管理委員会規程第5条により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うこととなっておりますので、名簿の年長者であります、水野委員にお願いいたします。

仮委員長： それでは、仮委員長のご指名を受けましたので、ただ今から議題に入ります。

委員長の選出を議題といたします。

委員長の選出は、互選あるいは推薦によることとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委 員： （異議なし）

仮委員長： それでは、どなたか推薦していただけませんでしょうか。

委 員： 3月まで委員長の職務代理者をしてみえた水野委員にお願いしたらどうでしょうか。

仮委員長： ただ今、私をとのご発言がありました。ご異議ございませんでしょうか。

委 員： （異議なし）

仮委員長： ありがとうございます。

書 記： それでは、委員長就任にあたりまして、委員長からごあいさつをいただきます。

委員長よろしくをお願いいたします。

委員長： 委員長就任にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

平成26年3月20日第1回定例会において、豊山町選挙管理委員会委員として選出され、今後4年間委員としての重責を務めてまいりたいと思います。

また、ただ今は、皆様のご推挙によりまして、委員長の要職に就くことになりました。

皆様方のご協力の下、豊山町選挙管理委員会委員長として、選挙が適正に執行されるよう努めてまいりますので、なにとぞよろしくお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

書 記： ありがとうございます。

それでは、議事の取り回しを委員長をお願いいたします。

委員長： 続きまして、委員長の職務代理者の選出を議題といたします。

職務代理者の選出については、豊山町選挙管理委員会規程第4条第1項の規定により、委員長において指名することになっていきますので、私から坪井委員を職務代理者に指名させていただきます。

よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。引き続き、その他に入らせていただきます。

その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： その他について、3点ご説明いたします。

初めに選挙管理委員会についてでございます。

選挙管理委員会は、地方自治法により行政委員会として規定されています。

また、委員会を開催するには3人以上の委員の出席が必要とされ、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによると規定されています。

選挙管理委員会委員については、同じく地方自治法の規定により地方公共団体の議会の議員及び長並びに国会議員等と兼ねることはできないとされ、守秘義務が課せられています。また、同法及び公職選挙法により、町に対する委員の職務に関する請負関係や選挙運動が禁じられています。

次に、選挙人名簿の定時登録に伴う委員会の開催日については、公職選挙法に基づく、選挙人名簿に登録する者を定めるための委員会を、平成26年6月2日（月）、9月2日（火）、12月2日（火）及び平成27年3月2日（月）に開催いたします。

続いて、本年度の選挙執行予定についてです。7月に豊山町農業委員会委員一般選挙を、愛知県知事選挙を2月上旬に執行する予定です。選挙執行に伴う委員会を開催する必要がありますので、その際にはよろしく願いいたします。

最後に、各委員に地方選挙の手引を、東海林委員、安藤委員に選挙管理委員会委員のバッチをお配りさせていただきます。

以上で、報告を終わります。

書記： ただ今の事務局からの説明に質疑等ございませんでしょうか。

先ほど定時登録に伴う委員会を年4回行うとご説明いたしましたが、正確に言いますと3ヶ月に1回、2日に行うこととなっております。仮に2日が土日や祝日であっても、委員会を開催しますのでよろしく願いいたします。

委員： バッチは、いつ付けたらよいでしょうか。

書記： 基本的には、登庁されたときや行事等の公務のときに付けていただきたいと思います。委員長ですと、町の行事に委員長としてご出席いただく際に、その他の委員につきましては、選挙管理委員会を開催するときや選挙執行のときに付けていただければと思います。

委員： 選挙運動の禁止についてですが、町会議員に立候補される方の講演会等に出席することはできますでしょうか。

書記： 厳密に言えば、公安当局が判断することになると思いますが、選挙管理委員会委員がそのような会に出席した場合には、厳罰されることが原則であります。最終的には司法が判断することになりますが、そういった場合には、出席されない方が賢明かと思います。

書記長： 後援会の代表になることや、声かけをすることに関しても気をつけていただきたいと思います。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成26年度第1回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成26年4月4日

委員長	水 野 春 巳
委 員	坪 井 清 夫
委 員	東海林 宗 義
委 員	安 藤 保 信